

8 福 教 互 第 4 号
令 和 8 年 4 月 6 日

各 所 属 所 長 様

一般財団法人福島県教職員互助会理事長
(公 印 省 略)

令和8年度10年・20年勤続リフレッシュ給付事業の実施について（通知）

このことについて、別紙「リフレッシュ給付事業実施要項」（以下「要項」という。）により実施しますので、貴所属所の会員に周知の上、対象者から別紙1のリフレッシュ給付事業実施計画書（兼）請求書（以下「計画書」という。）の提出を受け、給付の区分毎にとりまとめのうえ下記の期限までに別紙3の提出者名簿と併せて提出願います。

なお、永年勤続に該当する場合につきましては別途通知予定ですが、死亡退職又は年度内退職の場合は都度御連絡ください。

記

1 計画書の提出期限

(1) 勤続10年に該当する場合

ア 対象者

令和9年3月31日現在で勤続10年に達する平成29年4月1日採用者又は平成28年4月2日以降の中途採用者になります。

イ 提出期限

令和8年6月12日（必着）

(2) 勤続20年に該当する場合

ア 対象者

令和9年3月31日現在で勤続20年に達する平成19年4月1日採用者又は平成18年4月2日以降の中途採用者

イ 提出期限

令和8年6月12日（必着）※勤続10年と同じ。

2 勤続期間について

要項第4条第1号、第2号のとおりですが、通算又は除算する期間の規定内容は別記のとおりとなっていますので参考までにお知らせします。

なお、勤続10年・勤続20年の場合は、別記で除算することとされている期間でも除算しないものとして取り扱いますが、パートタイム勤務であった期間は、もとより勤続期間には含まれませんのでご注意願います。

3 その他

- (1) 勤続10年・勤続20年の対象になる会員が、休職等により給付対象の事業実施が困難な場合は、給付を受けたい年度（対象年度から3年後を上限）及びその理由を計画書の摘要欄に記入して提出し、給付を受けたい年度に再度計画書を提出してください。
- (2) 勤続期間が通算される会員に係る計画書については、次のように記載をしてください。
 - ア 採用年月日は本県採用年月日を記載
 - イ 本県採用年月日と連続する期間に係る採用都道府県名、採用時の職名、採用年月日及び退職年月日を摘要欄に記載
- (3) 計画の内容欄は、リフレッシュ給付事業実施計画書（兼）請求書作成上の留意点を御確認のうえ記載願います。

なお、実施予定時期は、死亡又は年度内退職の場合を除き、要項第8条に定める給付日以降となるように計画をしてください。
- (4) 請求書の締切日以降に提出された請求書については、要項第8条に定める給付日に基づき、11月末日に給付することとします。